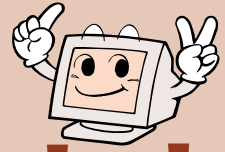


戸籍事務が コンピュータ化されます

12月18日から
変わります!



見やすい!

正確!

はやい!

うるま市では、市民サービスの向上として、事務処理の迅速化と正確性の向上を図るため、平成18年12月18日(月)から戸籍事務のコンピュータ処理を実施する予定です。

| | | |
|-----------------|-------|-----------|
| ◆お問合せ うるま市役所 | 本庁市民課 | ☎973-3206 |
| | 石川支所 | ☎965-5609 |
| | 勝連支所 | ☎978-7193 |
| | 与那城支所 | ☎978-2655 |

※各庁舎で戸籍の各種届け出及び証明書の発行が可能です。

戸籍の改製について

日本では、明治4年に戸籍法が制定され、これまでに何回かの法改正を経てきましたが、平成六年の戸籍法一部改正により、紙の戸籍簿を戸籍専用システムで磁気ディスクに記録・管理することが可能になりました。

今回の戸籍改製は、うるま市の戸籍全てをコンピュータ化するものです。

戸籍事務をコンピュータ処理するとどうなるの?

現在は、提出された婚姻や出生などの届け出を、和紙の用紙に書きや和文タイプライターで記載して、戸籍原本として保管しています。しかし、手作業を中心とした事務作業のため、作業が終了するまでに一週間から十日ほどかかっています。

また、戸籍の変更や証明発行も、その都度手作業で行うため、大変時間がかかっています。

戸籍事務をコンピュータ化すると、これまでより迅速で、正確に戸籍を作ることができるようになり、証明書の発行もスムーズになります。

今までの戸籍はどうなるの?

現在の戸籍は「改製原戸籍」になります。婚姻や死亡などにより、すでに戸籍から除かれている方はコンピュータ化後の戸籍には記載されません。コンピュータ化前の証明書が必要なときは「改製原戸籍」を請求してください。

使用される文字は?

これまでの戸籍は手書き処理であったため、草書や行書などのくずし文字で記載されていたり、書き癖などにより、正字とは異なった字形で記録されている文字(誤字)があります。

これらの文字(誤字)は戸籍法上は使用できない文字として、その文字に対応する正字(常用漢字、人名漢字および漢和辞典に記載している文字)で記載することになります。これは法務省の通達により全国的に統一された処理です。

戸籍のQ&A

- Q** 戸籍って何?
- A** 戸籍は日本人の一人一人の身分関係(夫婦、親子、兄弟、姉妹など)を記載した公簿です。
- Q** どんな内容が載っているの?
- A** 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。
- Q** 筆頭者と世帯主は同じ?
- A** 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。また、世帯主とは一屋根の下で住み、生計を共にする人たちの代表者です。
- Q** 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの?
- A** 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を複写したもので、戸籍抄本はその一部を複写したものです。